

現場代理人及び配置技術者に関するルール

○現場代理人・技術者について



直接的かつ恒常的な雇用関係にあれば
雇用期間や資格の有無は問いません
原則、現場に常駐する義務があります



直接的かつ恒常的な雇用関係と
業種に応じた資格が必要です
雇用期間は問いません



公告日を基準として3か月以上の
直接的かつ恒常的な雇用関係と
業種に応じた資格が必要です

現場代理人になれない人

- ・在籍出向者、派遣労働者、短期雇用等
- ・営業所技術者、特定営業所技術者
- ・他の専任工事に配置されている技術者
- ・他の工事に配置されている現場代理人または技術者で、兼任要件を満たさない者

主任技術者（非専任）になれない人

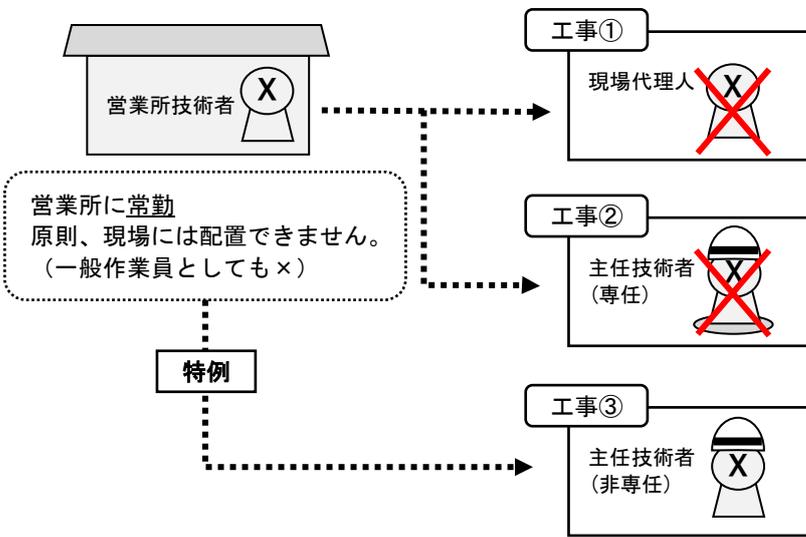
- ・在籍出向者、派遣労働者、短期雇用等
- ・他の専任工事に配置されている技術者
- ・他の工事に配置されている現場代理人または技術者で、兼任要件を満たさない者

主任技術者（専任）になれない人

- ・在籍出向者、派遣労働者、短期雇用等
- ・雇用から3か月未満の者
- ・営業所技術者、特定営業所技術者
- ・他の工事に配置されている現場代理人・技術者

○営業所技術者について

※特定営業所技術者を含む

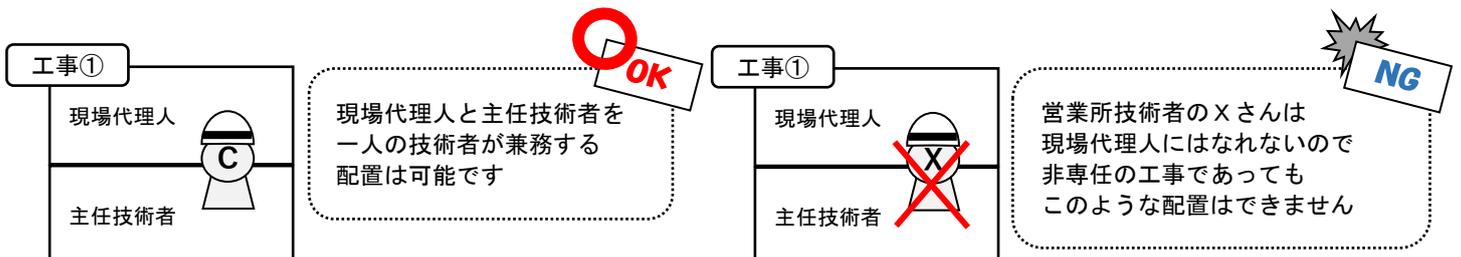


営業所技術者は
現場代理人にはなれません

営業所技術者は
専任工事の主任技術者にはなれません

営業所技術者は
非専任工事の主任技術者になることができます
ただし、実質的に営業所の職務に従事し得る
程度に営業所から近距離（概ね市内）の工事
に限ります

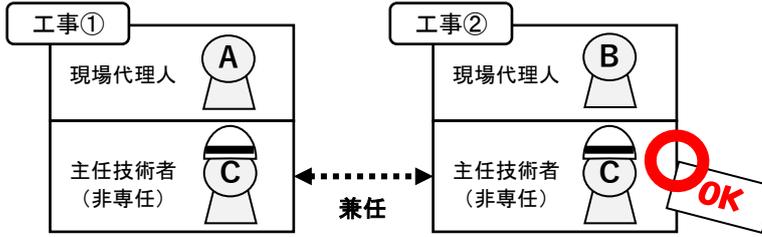
○現場代理人と主任技術者の兼務について



現場代理人と主任技術者を
一人の技術者が兼務する
配置は可能です

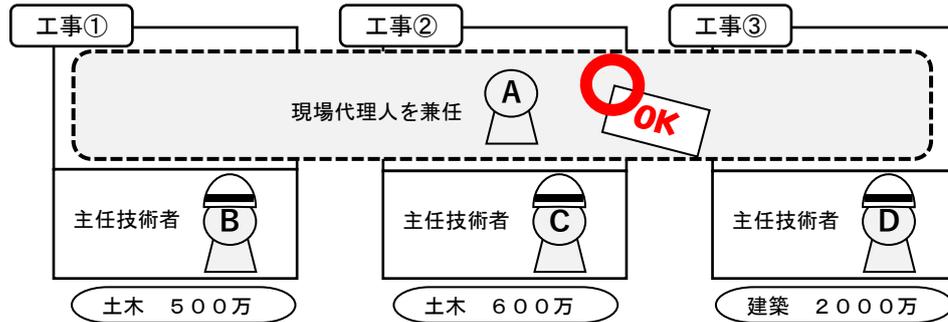
営業所技術者のXさんは
現場代理人にはなれないので
非専任の工事であっても
このような配置はできません

○主任技術者としての兼任について



技術者としての兼任については
非専任の工事であれば件数の制限はありません
兼任届等も不要です
ただし、工事間の距離や工程管理を考慮して
施工に支障がない範囲でお願いします

○現場代理人を含む場合の兼任について

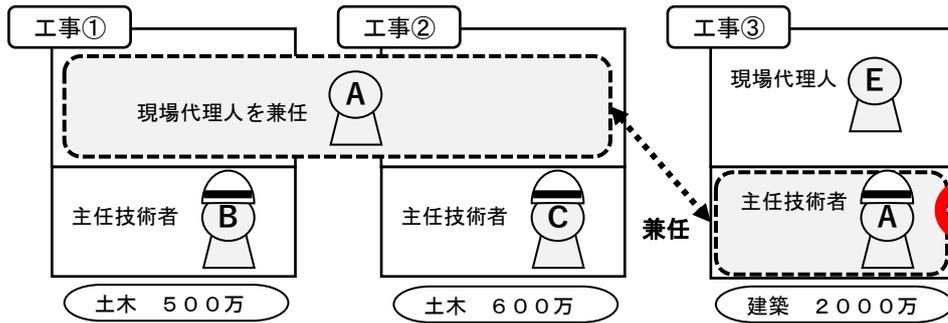


兼任できる要件

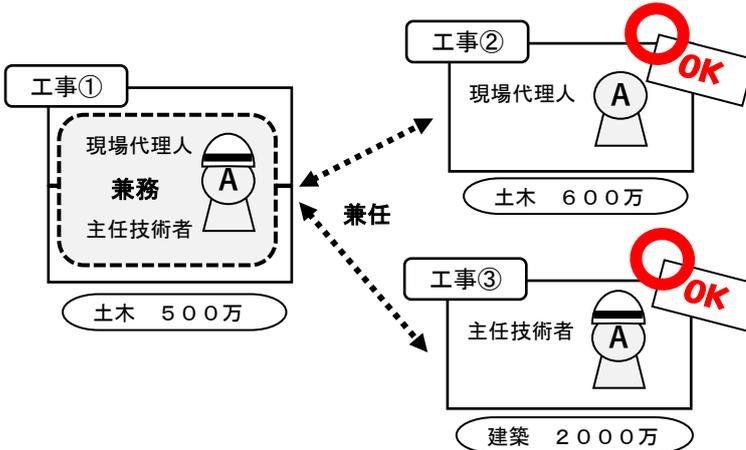
現場代理人を含む場合の兼任は

- ① 公共工事であること
- ② 倉敷市内の工事であること
- ③ 当初請負金額の合計額
(建築一式は1/2で計算)が
4,000万円未満であること

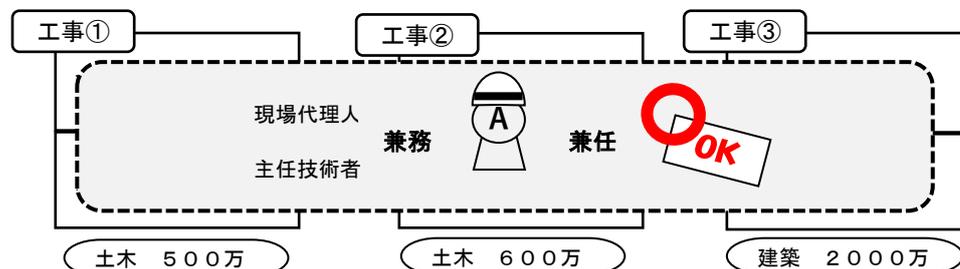
の全ての要件を満たしている場合に
3件まで兼任できます



兼任要件の範囲内であれば
他の工事の主任技術者を
兼任することができます



兼任要件の範囲内であれば
現場代理人と主任技術者を1人で兼務しているAさんに
他の工事の現場代理人を兼任させたり
主任技術者を兼任させることもできます



現場代理人と主任技術者を
兼務しているAさんが
兼任するすべての工事で
現場代理人と主任技術者を
兼務しても構いません

○兼任に当たっての注意点

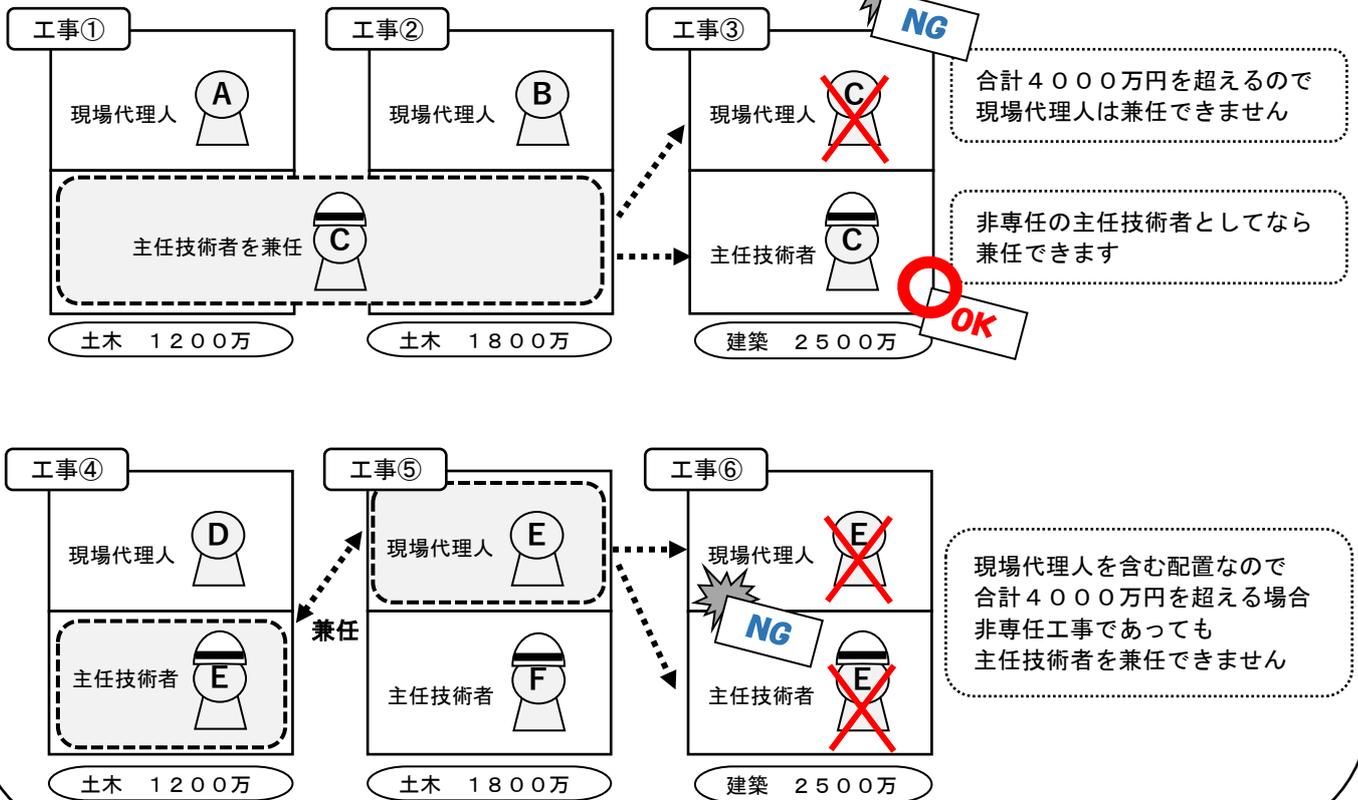
！！注意！！

現場代理人の兼任は、発注元によって要件が異なります。
倉敷市発注工事と、倉敷市以外の発注した工事とで兼任ができるのは、それぞれの発注者が認めている兼任要件を両方とも満たしている場合に限りです。

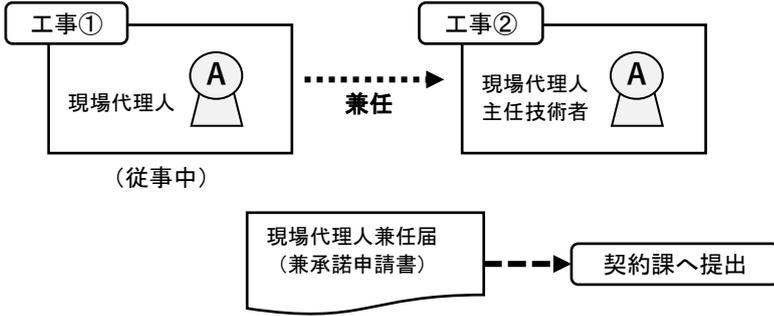


！！注意！！

非専任の主任技術者であっても、兼任する（しようとする）工事の中に現場代理人としての配置が含まれていると兼任できない場合があります。



○兼任する場合の提出書類について

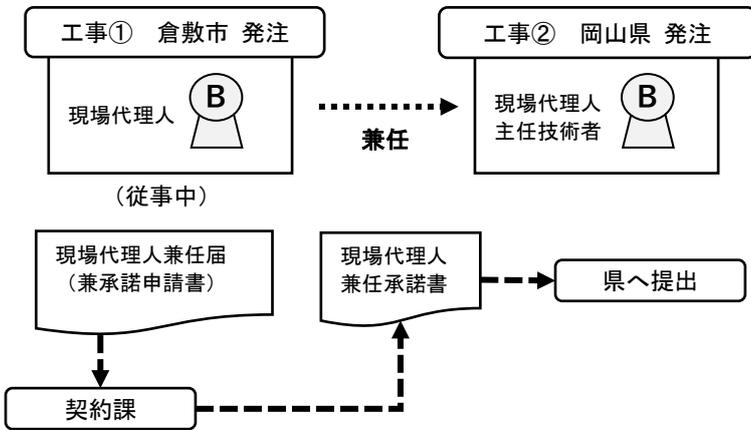


現場代理人を含んで兼任する場合は、「現場代理人兼任届 (兼承諾申請書)」の提出が必要です (1部、押印不要)

兼任届は契約課に提出してください

※発注元が違う工事で兼任する場合

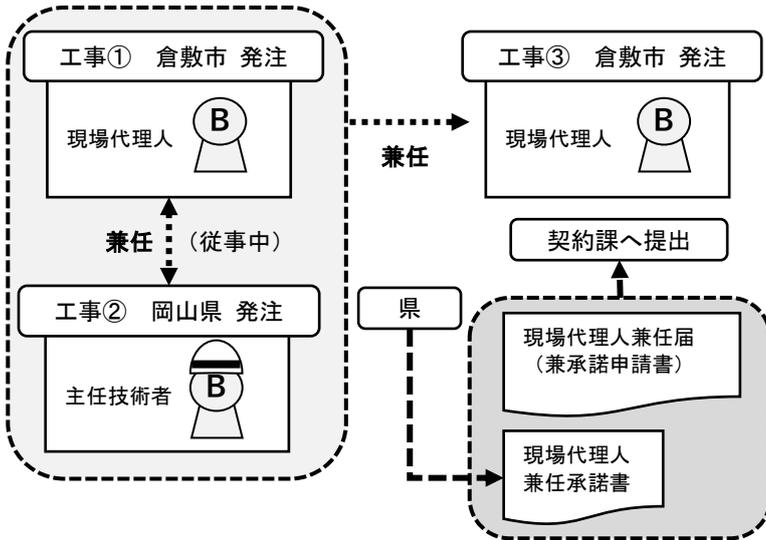
(例) 市発注工事の現場代理人を県発注工事で兼任させたい場合



兼任しようとする工事②の発注元が先に従事している工事①の発注元と違う場合

先に従事している工事①の発注元から「兼任承諾書」の交付を受けたうえで、兼任しようとする工事②の発注元に「兼任届」と「兼任承諾書」を併せて提出してください

(例) 兼任中 (市+県) の現場代理人等を新たに市発注工事にも兼任させたい場合



発注元が違う工事2件をすでに兼任していてさらに3件目 (工事③) を兼任しようとする場合

工事③と違う発注元から「兼任承諾書」の交付を受けたうえで「兼任届」と「兼任承諾書」を併せて工事③の発注元に提出してください